

うきは市告示第84号

令和5年第3回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

令和5年8月23日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 令和5年9月1日（金）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

---

○開会日に応招した議員

権藤 英樹君	高木亜希子君
高松 幸茂君	樋口 隆三君
組坂 公明君	佐藤 裕宣君
竹永 茂美君	岩淵 和明君
熊懐 和明君	中野 義信君
佐藤 湛陽君	伊藤 善康君
野鶴 修君	江藤 芳光君

---

○9月4日に応招した議員

---

○9月5日に応招した議員

---

○9月7日に応招した議員

---

○9月21日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

令和5年 第3回(定例)うきは市議会会議録(第1日)

令和5年9月1日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

令和5年9月1日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程(報告第8号から報告第11号まで4件、議案第34号から議案第54号まで21件、請願第3号1件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会)
- 日程第7 決算特別委員会の設置について
- 日程第8 決算特別委員会への議案審査付託
- 日程第9 報告第8号 令和4年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第10 報告第9号 うきはの里株式会社の経営状況について
- 日程第11 報告第10号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第12 報告第11号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第13 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度うきは市一般会計補正予算(第4号))
- 日程第14 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度うきは市一般会計補正予算(第5号))
- 日程第15 議案第37号 令和5年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第38号 令和5年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第39号 令和5年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第40号 令和5年度うきは市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第41号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第20 請願の委員会付託(請願文書表)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程（報告第8号から報告第11号まで4件、議案第34号から議案第54号まで21件、請願第3号1件）
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会）
- 日程第7 決算特別委員会の設置について
- 日程第8 決算特別委員会への議案審査付託
- 日程第9 報告第8号 令和4年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第10 報告第9号 うきはの里株式会社の経営状況について
- 日程第11 報告第10号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第12 報告第11号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第13 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度うきは市一般会計補正予算（第4号））
- 日程第14 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度うきは市一般会計補正予算（第5号））
- 日程第15 議案第37号 令和5年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第38号 令和5年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第39号 令和5年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第40号 令和5年度うきは市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第41号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第20 請願の委員会付託（請願文書表）

---

出席議員（14名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 榑藤 英樹君  | 2番 高木亜希子君  |
| 3番 高松 幸茂君  | 4番 樋口 隆三君  |
| 5番 組坂 公明君  | 6番 佐藤 裕宣君  |
| 7番 竹永 茂美君  | 8番 岩淵 和明君  |
| 9番 熊懐 和明君  | 10番 中野 義信君 |
| 11番 佐藤 湛陽君 | 12番 伊藤 善康君 |
| 13番 野鶴 修君  | 14番 江藤 芳光君 |
-

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 浦 聖子君 記録係長 宮崎 恵君  
記録係 上村 貴志君

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	重松 邦英君
教育長	樋口 則之君	市長公室長	中野昭一郎君
総務課長	吉松 浩君	監査委員事務局長	柳原由美子君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
税務課長	大石 恵二君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			石井 良忠君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	佐藤 重信君
建設課長	石井 太君	都市計画準備課長	石井 孝幸君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			木下 英樹君
学校教育課長	井上 理恵君	生涯学習課長	山崎 穰君
自動車学校長	松竹 信彦君	総務法制係長	高良 靖之君

午前9時00分開会

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、定刻となりました。ただいまから令和5年第3回うきは市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に2番、高木亜希子議員、3番、高松幸茂議員を指名いたします。

---

## 日程第2. 会期の決定

○議長（江藤 芳光君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本市議会定例会の会期は、本日9月1日から9月21日までの21日間としたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日9月1日から9月21日までの21日間と決定をいたしました。

---

## 日程第3. 諸報告

○議長（江藤 芳光君） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をいたします。

お手元に配付しております諸般の報告文書を御覧いただきたいと思ひます。

6月28日にうきは久留米環境施設組合議会が開催されています。

以下、各会議等が開催されておりますので、報告をしておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますので、御覧いただきたいと思ひます。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がございましたら、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。議員の皆様には常日頃より市政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

本9月定例会は、条例制定、改正や補正予算、並びに令和4年度決算の認定などに関して御審議をお願いするわけでありますが、6月定例会報告以降、本日までの主立った事業等の報告につきましては、お手元の資料の配付に代えさせていただきたいと思ひます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（江藤 芳光君） 以上で、行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

---

## 日程第4. 議案上程

○議長（江藤 芳光君） 日程第4、議案の上程を行います。

報告第8号から報告第11号まで4件、議案第34号から議案第54号までの21件、請願第3号1件、以上を上程いたします。

---

## 日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（江藤 芳光君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、令和5年第3回うきは市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本年度出水期におきましては、幾度となく大雨により警戒態勢に入り、大きな被害等が発生をいたしました。まず、6月30日の大雨では、葛籠観測所において1時間最大雨量で37ミリ、連続雨量で398ミリを観測し、倒木による通行止め等が発生をいたしました。

次に、7月3日の大雨では、藤波ダム観測所において1時間最大雨量で37ミリ、連続雨量で155ミリを観測いたしました。幸いにして大きな被害は発生しておりません。

さらに7月7日から10日にかけての梅雨前線の影響による大雨では、7月10日に短時間に何度も線状降水帯が発生し、総合福祉センターに設置をしている市の雨量計において、最大1時間雨量で105ミリ、連続雨量で633ミリを観測し、河川氾濫等による床上床下浸水等をはじめ、道路、河川、農地、農業用施設、事業所、公共施設等、市内全域で甚大な被害が発生をいたしました。

また、8月9日に九州地方に接近しました台風6号では、妹川観測所において、1時間最大雨量で24ミリ、連続雨量で77ミリを観測いたしました。幸いにして大きな被害は発生しておりません。

現在、市としましては、7月7日から10日にかけての大雨によって発生しました災害箇所の復旧に向け鋭意取組を行うとともに、国や県などの関係機関に対し、復旧復興に関する支援について要望を行っているところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症についてであります。御存じのとおり、令和5年5月8日より感染症法上の位置づけが2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類へ移行いたしました。市としましては、コロナ禍前の生活に戻すため、行政全体として努力をしているところでありますが、いまだに社会活動や経済活動等、様々な分野に影響が及んでいる状況であります。

ワクチン接種に関しましては、5月8日以降は高齢者の方や基礎疾患をお持ちの方に関しましては、ワクチン接種に関して努力義務が適用され、65歳未満の健康な方は努力義務なしとなっております。現在、令和5年5月8日から9月19日までの間、高齢者の方や基礎疾患をお持ちの方などを対象に、令和5年春開始接種が行われているところであります。また、9月20日から令和6年3月31日までの間は、生後6か月以上の全ての方を対象に、令和5年秋開始接種が行われる予定となっており、9月上旬から順次接種券の送付を行ってまいります。

令和5年8月31日時点での接種状況は、うきは市民全体では、1回目接種率が80.11%、2回目接種率が79.57%、3回目接種率が66.41%、4回目接種率が48.67%、5回目接種率が30.62%、6回目接種率が17.31%となっており、これまでに9万2,694回の接種を行っております。今後とも引き続き、市民の皆様のワクチン接種が円滑に進むよう、最大限の取組に努めてまいりたいと思います。

ところで、内閣府は国全体のマクロ経済の状況を明らかにするために、四半期ごとの国内総生産——GDP成長率を発表しております。8月15日に発表された令和5年4月期から6月期の速報値は、物価変動の影響を除いた実質GDP成長率は前期比1.5%増、年率に換算すると6.0%増となり、令和2年10月から12月期以来の高い伸びで、三四半期連続のプラス成長となっております。半導体不足の緩和により生産が回復した自動車などの輸出が牽引した一方、物価高で個人消費は減少したと見られております。

このような経済情勢の中、うきは市としましては、7月7日から10日にかけての大雨により被災されました方々の支援及び被害箇所の復旧に全力で取り組んでいるところであり、今回、本定例会におきまして、大雨によって被災しました道路、林道等の工事や被災した農業機械等の復旧支援補助金等に関連する予算につきまして計上させていただいているところでございます。

併せまして、引き続き新しい生活様式を踏まえたまちづくりやSDGsと脱炭素化、持続可能な地域づくり、若年層の人口減少対策などの重要な課題について取組を強化させていく所存であります。施策の推進に当たりましては、議会との連携が重要でございます。議員の皆様のご理解、御協力を賜りながら施策を進めてまいり所存であります。活力あるうきは市の形成に向け、引き続き御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、本日提案をしております議案は、条例案件6件、人事案件1件、予算案件5件、決算案件6件、その他3件と、報告4件となっております。

まず、報告第8号は、令和4年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について報告を行うものでございます。

報告第9号は、うきはの里株式会社の経営状況についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和4年度の経営状況について報告を行うものでございます。

報告第10号は、専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をした市長車の事故に関する和解及び損害賠償額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第11号は、専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をした吉井百年公園における事故に関する和解及び損害賠償額の決定について、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

議案第34号は、令和5年度うきは市一般会計補正予算（第4号）に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

7月7日から10日にかけて発生した大雨による災害復旧費等に係る補正予算につきまして、7月12日に専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億7,910万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176億2,602万円とするものでございます。

歳入は、基金繰入金8億7,910万円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、災害復旧費では農林水産業施設災害復旧費3億810万円、公共土木施設災害復旧費4億7,100万円、予備費1億円の増額補正を計上いたしております。

議案第35号は、令和5年度うきは市一般会計補正予算（第5号）に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

7月7日から10日にかけて発生した大雨による災害復旧費等に係る補正予算につきまして、7月21日に専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,504万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177億2,106万3,000円とするものでございます。

歳入は、基金繰入金9,504万3,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、民生費では災害救助費4,564万8,000円、衛生費では清掃費1,540万円、災害復旧費では農林水産業施設災害復旧費1,212万2,000円、公共土木施設災害復旧費1,212万2,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第36号は、令和5年度うきは市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億8,374万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190億480万4,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、地方交付税4億2,430万7,000円、県補助金3億870万5,000円、繰越金5億4,229万8,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費5億1,792万6,000円、民生費では児童福祉費1,132万円、農林水産業費では農業費5,673万1,000円、商工費では商工費1,380万円、災害復旧費では農林水産業施設災害復旧費4億2,648万円、公共土木施設災害復旧費2億7,193万円の増額補正と、民生費では社会福祉費2,081万円の減額補正を計上いたしております。

議案第37号は、令和5年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について



であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,150万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億3,687万7,000円とするものでございます。

歳入は、国庫補助金12万円、繰越金1億3,138万9,000円の増額補正と、基金繰入金4,000万円の減額補正を計上いたしております。

歳出は、予備費9,150万9,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第38号は、令和5年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,962万8,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金250万5,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、予備費250万5,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第39号は、令和5年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ356万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,207万6,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金356万9,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、学校費では事業費356万9,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第40号は、令和5年度うきは市下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的支出の額に775万円を追加し13億5,752万8,000円とするものでございます。

収益的支出は、営業費用775万円の増額補正を計上いたしております。

議案第41号は、人権擁護委員の推薦についてであります。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、任期満了に伴う人権擁護委員2名の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。

議案第42号は、うきは市立公園吉井百年公園の指定管理者の指定についてであります。

地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第43号は、うきは市災害派遣手当等の支給に関する条例の制定についてであります。

災害対策基本法第32条第1項等において規定されている災害派遣手当等を支給するため、うきは市災害派遣手当等の支給に関する条例を制定するものでございます。

議案第44号は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法、その他行政組織に関する法律が改正されたことに伴い、関係する条例の一部を改正するものでございます。

議案第45号は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、放課後児童健全育成事業設備及び運営に関する基準が一部改正されたことにより、関係する条例の一部を改正するものでございます。

議案第46号は、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、関係する条例の一部を改正するものでございます。

議案第47号は、うきは市総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

道の駅うきはの敷地内施設について、貸出しの廃止と別途施設の新規貸出しに伴う利用料金の制定等を行うため、うきは市総合交流ターミナル条例の一部改正をするものでございます。

議案第48号は、うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

うきは市立公園吉井百年公園の指定管理者の指定に伴い、キャンプサイトを有料化するため、うきは市立公園条例の一部を改正するものでございます。

議案第49号から議案第54号までは、令和4年度の各会計決算について、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に、担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

---

## 日程第6. 委員会調査報告

○議長（江藤 芳光君） 日程第6、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会より、閉会中の継続調査申出がございましたので、その調査報告を求めます。

初めに総務産業常任委員会の調査報告を求めます。12番、伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 報告します。

令和5年第2回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、下記のとおり報告する。

1、大雨被害状況調査。

（1）日時、令和5年8月18日。

（2）場所、市内被害箇所と第1委員会室です。

（3）出席者、総務産業常任委員会7名、建設課2名、農林振興課2名、議会事務局1名、ほかに厚生文教のほうから4名の議員が参加をしております。

（4）調査の要旨。

7月7日から降り続いた大雨により、人的被害はなかったものの、市街地では床上床下浸水や道路の損壊、山間地では土砂崩れや農地の損壊、さらに農作物にも甚大な被害を受けた。その被害状況を把握するため、緊急に現地調査を実施した。

（5）主な内容。

以下の箇所について現地調査を実施した。これは資料、後ろのほうに資料につけております。後でお目通しをいただきたいと思っております。

調査した場所は、①山曾谷川の土砂堆積。②富永工業団地、農地土砂流入。③が屋部、農地水路崩壊。④元有、地すべり。⑤長迫、頭首工損壊。⑥清瀬、災除川木材流出。⑦岩光、巨瀬川堤防損壊。

また、現地視察終了後、担当所管との意見交換を実施しましたので、主な質疑、意見等を掲載しております。その中で幾つか紹介したいと思います。

Q、今後の予防対策はどうなっているのか。A、24時間予報で、250ミリ以上で大石堰取水口を閉めている。今回は予想以上の時間雨量100ミリを超えている。ソフト、ハード両面で対策を検討していきたい。

次に、都市計画（開発）を進めていく中で、水路はそのままで宅地造成していることも要因の1つではないか。排水が機能せず、1か所の河川に集中する。毎回同じところが冠水している。都市計画で見越して改修をしてもらいたい。A、必要なことだと認識している。

次に、Q、災除川で浸水した7から14区辺りのしゅんせつはどうなっているのか。A、6月にしゅんせつしていた。護岸上に家が建っており、間際まではしゅんせつできていない。

Q、大谷川の護岸は未施工ではないのか。A、大谷川で3か所ある。打ち出し部分は令和五、

六年度に工事予定。上流左岸は用地確定した。線路上流50メートルほど拡幅。

次に、高見で工事中のラウンドアバウトが浸水した。小さい樋門は閉めたまま。小さい樋門等の対応を考えていただきたい。大石堰幹線等は、土地改良区と協議した上で水門は閉めている。また、水路の堰は倒してもらっているが強制力はなく、作付に影響が出ると言われるとどうしようもない。小さい堰等は、土地改良区や地域と連携して対応を検討していきたい。

次に、(6)所見。

梅雨末期の7月7日から10日にかけて降り続いた豪雨により、またかと思うような甚大な被害が発生した。時間降水量が耳納山で91.5ミリメートル、吉井総合福祉センターで105ミリメートルと最大級の降水雨量を記録し、山間部では土砂崩れ、平たん部では冠水と広範囲で被害が発生した。巨瀬川の大部分はしゅんせつを終えていたが一部が残っており、数か所で越水したため、家屋、道路、農地等が冠水をした。毎年様々な防災対策を行っているが、線状降水帯が発生したため、防ぎきれなかったとのことだった。

今の防災対策では防ぎきれないのであれば、根本的に防災計画、対策を見直す必要があると思うが、災害対策を事前に実施するには多額の費用が必要となるので、うきは市の財政では早急にはできないことではない。以前は数十年に一度と言われていた災害だったが、近年は数年という短い周期で発生している。したがって、災害の発生が予想される場合は、一番先に身を守ることを考え、早めの避難をすることである。今後も今回同様、早めに避難所の開設を行い、絶対、人的被害を出さないように防災無線等による早めの避難の呼びかけをお願いしたい。

以上、総務産業常任委員会の閉会中の調査報告といたします。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 緊急調査に参加させていただき、ありがとうございました。1点だけお尋ねします。

2ページの質問のちょうど真ん中ぐらいですが、藤波ダムは緊急放流がなかったがという答えに対し、藤波ダムは洪水調整ダムの認識である。詳細を確認し、後日報告するということですが、この詳細の報告はもうあったのか、あるいは後日の日程が設定されているのか、その件だけお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） まだ報告は受けておりません。よろしいですか。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

以上で総務産業常任委員会の調査報告を終わります。

次に、厚生文教常任委員会の調査報告を求めます。6番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 裕宣君） 令和5年うきは市議会6月定例会において、閉会中の調査申出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、下記のとおり報告する。

子ども・子育てに関する政策提案の内容について。

1から3の期日、場所、出席者については記載のとおりでございます。

4、調査目的。

本定例会において、子ども・子育てに関する政策提案を行うことを目的とし、当委員会では昨年6月から行政視察等の委員会調査を行ってきた。そのまとめとして、これまでの調査で得た知見、資料を基に再度の調査と議論を行った。

5、調査要旨。

まず、これまで調査した内容について資料を基に費用対効果等を再度点検し、どういった施策が最も必要であり、子育て世帯のニーズに応えられるか、また財政的に実現可能であるか等について議論を行った。

委員からは、今回の提言は医療費か給食費の無償化とすべきではないか。保育料の無償化は保育士不足ということもあり、待機児童が増加するおそれがある。

高校生までの医療費無償化はもはや全国的な流れであり、県内でも実施に向かっている市町村が増えている。実施していないうきは市は取り残されかけているとも言え、この状況と実現可能性を考えれば、医療費無償化が妥当である。

給食費は毎月かかるために支払うことが前々から分かっていることだが、医療費は不慮の事故等がある。不測の事態に無料で医療が受けられるのは安心感につながる効果がある。

給食費の無償化がインパクトが一番強いと思うが、財源を示さなければならないなどの意見があり、議論の末、全会一致で、令和6年度からの高校生世代までの子ども医療費完全無償化実施を委員会として9月定例会において政策提案することとした。

6、所見。

古賀市では、子ども医療費を18歳まで無償化する条例改正案を9月定例会に提案すると、去る8月25日に記者会見で公表した。委員からの意見にもあったように、「高校生までの医療費無償化はもはや全国的な流れであり、実施していないうきは市は取り残されかけている。」それが現実のものとなっている。うきは市では、議員が一般質問等でこういった提案をすると、「自治体間の競争をあおることになる。国の動向を注視する」との市長答弁が返ってくる。それも

1つの考え方であるが、一方、「本来、国家として全国一律に18歳子ども医療費の無償化を実施すべきだ、これまで何度も言ってきたが、国がやらないから自治体としてやる」というのが古賀市田辺市長の言葉である。同じ県内の自治体の長として、どちらがより市民に寄り添っていると言えるだろうか。

中学校現地調査及び部活動地域移行についての調査。

期日、場所、出席者については記載のとおりでございます。

#### 4、調査目的。

建設後約50年が経過し老朽化が著しい浮羽中学校に伺い、生徒の安全・安心な学びの場の確保という観点から学習環境の調査を行い、同時に比較対象として、比較的築年数の浅い吉井中学校の環境調査も行った。また、2023年度から公立中学校での休日の部活動地域移行が全国的にスタートすることになるが、その課題等を把握するための調査を行った。

#### 5、調査結果。

最後に添付写真を添えておりますが、添付写真を見ても分かるように、浮羽中学校は天井、床、壁などの経年劣化により構造体としての強度の低下など、安全性に問題があるところまで来ているのではないかと。また、雨季は必ず雨漏りが発生し、その都度、修理を行っている状況であった。さらに両中学校ともコウモリが繁殖し、ふんの処理も大変だとのことであった。

部活動地域移行については、部活動地域移行コーディネーターにお話を伺った。外部指導員の不足など課題はあるが、一つ一つ解消しながら、まずはルールづくりから始めていきたいとのことであった。

質疑応答については添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

#### 6、所見。

生徒が安全に安心してなおかつ、快適に学習できる環境を整えるのは、行政としての責務である。吉井中学校はともかく、浮羽中学校においては、雨漏りなど傷んだ部分、あるいは学校から要望があった部分だけをその都度、応急的に修理するだけの現状では、その環境が整っているととても言いがたいというのが現地調査を行っての率直な感想である。老朽化という課題を放置したままで、「もうどうしようもない」というような状態を迎えることは、本来あってはならない。また、「老朽施設の将来へのつけ回し」は許されるべきではない。総合管理計画の中には、「学校施設整備計画に基づき、建て替え等をも含めた適切な管理を行い、生徒の安全・安心を確保します」とある。財政的に全面的な建て替えは困難だとしても、老朽化が著しい部分については、年次計画を立て、部分建て替えを含めた大規模改修を進めるべきではないだろうか。

以上、報告を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

---

#### 日程第7. 決算特別委員会の設置について

○議長（江藤 芳光君） 日程第7、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。令和4年度うきは市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに地方公営企業会計決算の審査を行うため、議員全員による決算特別委員会を設置したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議員全員による決算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りします。決算特別委員会の委員長及び副委員長の選出につきましては、議長の指名推選にしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議長の指名推選で行うことに決しました。

決算特別委員会の委員長に13番、野鶴修議員、副委員長に12番、伊藤善康議員を指名して決定します。

以上でございます。

---

#### 日程第8. 決算特別委員会への議案審査付託

○議長（江藤 芳光君） 日程第8、決算特別委員会への議案審査付託を議題といたします。

お諮りします。議案第49号令和4年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第54号令和4年度うきは市下水道事業会計決算の認定についてまでの6件を決算特別委員会へ審査付託したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第49号から議案第54号までの6件を決算特別委員会へ審査付託することに決しました。

---

## 日程第9．報告第8号

○議長（江藤 芳光君） 日程第9、報告第8号令和4年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。高瀬企画財政課長が休みですので、市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） おはようございます。企画財政課長に代わりまして、私のほうから説明をさせていただきます。議案書1ページをお開きください。

報告第8号令和4年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙監査委員の意見を添えて、次のとおり報告をする。令和5年9月1日提出。うきは市長高木典雄。

事前に配付をさせていただいております、こちらの令和4年度財政健全化判断比率算定資料と併せまして説明をさせていただきます。

健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための財政指標となるものでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定によりまして、地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率並びにその算定の基礎となる書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し公表しなければならないと定められております。

議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

指標につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つでございます。施行令第7条に基づき、それぞれに早期健全化基準が定められております。この比率のいずれかが基準以上である場合には、財政健全化計画を議会の議決を経て策定をし、国・県への報告が必要になってまいります。また、将来負担比率を除く3つの比率については、財政再生基準が設けられておりまして、比率のいずれかが基準以上である場合には、財政健全化計画と同様に、財政再生計画の策定が必要になってまいります。さらに、総務大臣の許可を得なければ地方債の発行ができなくなるなど、制約が課されることになってまいります。そのようなことから、早期健全化基準はイエローカード、財政再生基準はレッドカードとも言われております。

それでは、算定資料のほうで説明をしてまいります。算定資料の1ページを御覧ください。

まず、実質赤字比率でございます。

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合になってまいります。分母となります標準財政規模とは、標準税収入額等と普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額の合計額90億3,795万2,000円になります。一方、分子となります一般会計



等の実質赤字額は、本市の場合、一般会計と自動車学校特別会計を合わせたものになりますが、実質収支の合計額は6億9,686万8,000円の黒字ということになっております。実質赤字比率については、赤字額が生じなければ当該比率も発生しないということになりますので、本市の実質赤字比率につきましては、議案書の2ページにありますとおり、ハイフン表記ということになっております。

なお、実質赤字比率における早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じて定められておりますが、資料のほうの1ページの算式によって、うきは市は13.51%、財政再生基準については、市町村は一律20%になっております。

次に、連結実質赤字比率でございます。資料の2ページを御覧ください。

連結実質赤字比率は、市の全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合になります。本市の場合、一般会計等から簡易水道事業会計までの実質収支及び資金剰余額の合計額は13億4,023万1,000円の黒字になっております。そのため、議案書2ページのとおり、実質赤字比率と同様に、連結実質赤字比率の欄につきましてもハイフン表記になっております。

なお、連結実質赤字比率における早期健全化基準は、実質赤字比率の基準に5%を加算した18.51%、財政再生基準は、実質赤字比率の財政再生基準に10%を加算して30%になっております。

次に、資料3ページの実質公債費比率でございます。

これは一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する割合の3か年の平均値ということになります。

資料の3ページの計算式にあります①から⑮の数値については、4ページの実質公債費比率の状況の一覧表の該当する項目から年度別に当てはめて計算をすることになります。令和4年度実質公債費比率については、3か年の平均値で6.6となっております。令和3年度が7.0ですので0.4ポイント改善をしたという結果になっております。なお、実質公債費比率における早期健全化基準は、議案書の2ページにあります25%、財政再生基準は35%と定められております。

次に、資料の5ページの将来負担比率でございます。

将来負担比率については、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合ということになります。将来負担額は、資料の5ページから6ページにかけて記載がございます。片仮名のイからチまでの合計額から、7ページのほうに記載があります充当可能基金額、特定財源見込額、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額を差し引いた額が分子の額になってまいります。分母については、前に御説明した実質公債費比率と同じになります。

7ページ一番下の算式のとおり、本市の場合、充当可能財源が将来負担額を上回って52億

3,522万4,000円のマイナスになっております。これによって将来負担比率は生じないということになりますので、議案書の2ページにありますとおり、将来負担比率の欄もハイフンの表記となっておりますのでございます。

なお、将来負担比率における早期健全化基準は、市町村については350%と定められており、財政再生基準のほうは設けられておりません。

以上のように、本市の健全化判断比率の状況につきましては、4つの指標とも早期健全化基準を超えることはなく、現時点では健全な財政運営が行われていると判断をされているところでございます。

続きまして、議案書の3ページのほうになります。令和4年度の公営企業会計に係る資金不足比率について説明をさせていただきます。

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率になってまいります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定によって、健全化判断比率と同様に監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し公表しなければならないと定められております。

まず、下水道事業会計でございますが、(1)には流動負債から控除企業債等を控除した額として8,618万6,000円が計上されます。

算入地方債(2)は、建設改良事業以外に充てた地方債として3,373万8,000円が計上されます。

次の(3)については、流動資産から控除財源等を控除したもので4億8,519万5,000円が計上されます。

解消可能資金不足額(4)は該当がございません。

(5)資金不足額・剰余額については、資金不足になる場合が正の数で、剰余金が出る場合は負の数字で表すということになります。下水道事業会計は3億6,527万1,000円の剰余額が計上されているところでございます。

事業の規模(6)の欄には、営業収益に相当する収入額から、受託工事収益に相当する収入額を控除した額が計上され、下水道事業会計では、使用料収入等の3億7,508万3,000円が計上されます。

そして、一番右の資金不足比率の欄は、5の資金不足額を6の事業規模で割って算出をすることになりますので、資金不足は発生していないということからハイフン表記になっているところでございます。なお、早期健全化基準に相当するものとして、公営企業会計に係る資金不足比率においては、経営健全化基準として20%が定められております。

簡易水道事業会計におきましても、資金不足は発生していないことから、資金不足比率はハイ

フンの表記になっております。

以上のとおり、公営企業に係る資金不足比率についても、現時点においては比較的健全な状況であるというふうに判断をされるところでございます。

なお、監査委員の意見につきましては、別冊の財政健全化審査意見書及び公営企業会計経営健全化審査意見書に記載のとおりとなっております。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 全体として報告の内容については問題ないと思いますけど、ちょっと教えていただきたいところが2点ほどあります。

1つは、算定資料のところの1ページですけれども、私自身も数字の確認をするため、いろいろ計算してみたんですけど、ちょっと分からなかったんで教えていただきたいんですけども、1ページの下の方の標準財政規模という金額を算定するに当たって、標準税収入額等ということで書いてあるんですけども、これの算定がちょっといろいろ計算してみたけど分からなかったんで、その計算の仕組みはどうなってるか。多分、基準財政収入額から何らかの税額を出し入れして計算されていると思うんですけども、それがちょっと計算できなかったんで、お尋ねしたいと思います。

それから2点目が、今、同じく算定資料の2ページになりますけども、連結実質赤字比率についてであります。

連結実質赤字額ということで、中段のところの一般会計と特別会計のところの計算が出されております。それぞれ歳入と歳出を基準にしてつくられていると思うんですね。その下の公営企業会計について、私がちょっと分からなかったのは、特別会計のところは歳入歳出、いわゆる収益にされているわけですけれども、公営企業会計のところは流動負債からというようなことで、貸借対照表の中から出してきているという関係になってるんですね。いわゆる収益的収支のところからは引っ張ってこないで貸借対照表、資本を表す概要の中から算出しているんですけども、これはなぜなのかをちょっと教えていただければありがたいなと思っているところです。というのは、特別会計は収益、収入と支出と、歳入と歳出ですけれども、公営企業会計はそういう計算になっていないということについて、その理由をお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 1点目の標準財政規模の関係でございます。

この数字については、お配りしている成果表の3ページにございますけども、決算の概要とい

うところで、同じ数字が出ているところではございます。この計算方法については、大変申し訳ありませんが、私もここで説明をできるような資料を持ち合わせておりません。また改めて説明をさせていただきたいと思えます。

2点目については、水環境課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課の瀧内です。よろしくお願ひいたします。

2点目の御質問でございます。

いわゆる公営企業会計の決算書に損益計算書と貸借対照表と2つございます。損益計算書は、当該年度のいわゆる営業収益、売上げの状況だったり経営の状況を表す表でございます。一方の貸借対照表は、過去からの資産のストック、固定資産をはじめ現金等でございます。それで、どれだけ現金といいましょうか、資産があるかというところをつかむためにはバランスシートのほうから引っ張ってこないと、ちょっと数字が出てこないということで、そのような記載になっていると理解をしております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませぬか。竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

議案書の2ページの表の下から2段目ですが、先ほどの説明で実質公債費比率が昨年7.0から6.6に改善されたということでしたけれども、そういうことは、この一番右端の備考欄に書けないのかというのが1点と。

この7.0から6.6に減った場合の大まかな公債費の金額というのが分かれば確認したいと思えますので、お願ひします。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 1点目の比較をしたことの内容を記載できないかというようなことですけど、少し検討させていただければと思えます。

それから、7.0から6.6に改善されたわけですけども、公債費の額というのは私のほうも把握ができておりませぬが、理由としては、前年度の3か年平均の基礎となった令和元年度の数値が8.6と非常に高い数値でございました。これが令和2年度以降下がってきているのは、大規模な合併特例事業債等の償還終了によって年々公債費のほうが増減しているということで、数字が改善されているというような状況でございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第8号の報告を終わります。

---

### 日程第10. 報告第9号

○議長（江藤 芳光君） 日程第10、報告第9号うきはの里株式会社の経営状況についてを議題といたします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課の手島です。

議案書の4ページでございます。朗読は省略をさせていただきます。

うきはの里株式会社の経営状況につきましては、事前にお配りをしております第25期事業報告書に基づき、経営状況について報告をさせていただきます。説明につきましては、要点のみとさせていただきます。

事業報告書2ページをお開きください。第25期の事業報告です。

I 事業報告、1、事業の概要につきましては、今期も新型コロナウイルス感染拡大に始まり、感染症が出始めて臨時休業が懸念されましたが、感染拡大防止対策を講じることで平年以上の実績を上げることができました。天候に恵まれ、高品質な果物が出荷されるとともに、マスコミ等による報道で集客増となるなど、結果的に売上げ、客数ともに昨年を上回り、4年連続して10億円を突破しました。また、国土交通省が進めてきたトイレ、インフォメーション室の改良工事が完了し、マリオット系列のホテルがこの夏オープンすることで、来客がさらに増加することが予想されます。

次に、実績の推移です。令和4年度のみ申し上げます。

総売上金額は12億7,194万5,000円で、レストランを含む売上げでは13億2,271万4,000円となり、いずれも前年比113%となりました。

次に、売上総利益は2億4,138万7,000円で、前年比112%となりました。

次に、販売費及び一般管理費は2億1,243万円で、前年比115%となりました。

その結果、次の営業利益は2,895万7,000円で、前年比90%と減少いたしました。この営業利益に営業外収益を足して営業外費用を引いた経常利益は3,941万8,000円で、前年比112%となりました。

続いて、経常利益に特別利益を足して特別損失を引いた当期利益は3,633万2,000円で、前年比119%となりました。

利用者延べ人数につきましては、記載のとおりです。

続きまして、3ページをお願いいたします。株式の状況です。

前年度と同様で、記載のとおりでございます。

次に、4ページをお願いいたします。役員会の実施状況です。

取締役会や株主総会などの開催状況は記載のとおりです。

次に、5ページをお願いいたします。従業員調書です。

従業員数は記載のとおりでございます。

次に、6ページをお願いいたします。第25期の事業の実施状況です。

重点取組事項は8ページにかけまして12の項目で取り組んできております。

続いて、9ページから決算報告書になります。

10ページをお願いいたします。貸借対照表です。

まず資産の部で、流動資産が2億3,860万8,999円で、内訳は現金や預金、電子マネー、売掛金などです。

次に、中段の固定資産は2億3,662万7,936円で、内訳は土地やリース資産などの有形固定資産及びソフトウェアなどの無形固定資産並びに投資その他の資産です。

次に、繰延資産を含めた一番下の資産合計は4億7,561万9,809円となります。

続いて、負債の部でございます。

流動負債は6,379万5,612円で、買掛金や未払金、未払給与などです。

次に、固定負債は7,883万1,274円で、長期借入金やリース債務などです。

以上、負債合計が1億4,262万6,886円となります。

次に、右下の純資産の部でございます。後ほど13ページで説明をいたしますが、株主資本は3億3,299万2,923円で、その他、記載のとおりでございます。よって一番下の純資産合計が4億7,561万9,809円となります。

続きまして、11ページをお願いいたします。

損益計算書は、1年間の収益と費用の状態を表す財務諸表で、右端の金額が、先ほど2ページの事業報告で申し上げた数字となっております。

純売上高12億7,194万5,869円から、売上原価10億3,055万7,953円を差し引いた売上総利益から、販売費及び一般管理費2億1,243万403円を差し引いた営業利益が2,895万7,513円となります。この営業利益に営業外収益と特別利益を加えて、営業外費用と特別損失を差し引きますと、下から3つ目の税引前当期純利益が3,633万2,745円となり、法人税、住民税及び事業税を差し引いた一番下の当期純利益が2,505万2,670円となります。

次に、12ページをお願いいたします。販売費及び一般管理費です。

人件費は右端のとおり、総額1億1,383万1,289円で、昨年度より増えた要因としまし

て、従業員数の増加によるものです。

次に、経費のうち、前年度よりも費用が大きい主な項目としまして、減価償却費では1,407万8,252円となり、売場にセミセルフレジや防犯カメラ、冷蔵ショーケースなどを設置したために増額となっております。また、水道光熱費は1,000万7,808円となり、電気代の高騰が要因となっております。そのほか主なものとしまして、支払手数料が679万3,282円、警備委託料684万5,300円、保守点検料395万7,712円などが前年比で増えております。

次に、13ページをお願いいたします。株主資本等変動計算書です。

こちらは10ページの貸借対照表のうち、右下の純資産の部に当たるものでございます。表のうち、最後の行の当期末残高で説明をいたします。

まず、資本金が1億円でございます。右に行きまして、2,500万円の利益準備金は、商法の規定によりまして、資本金1億円の4分の1の額を積み立てているものでございます。

次に、任意積立金が1億800万円を積み立てております。

次に、繰越利益剰余金ですが、縦の列で説明をいたしますと、一番上7,694万253円が期首残高でございます。そして、3行目のマイナス200万円が株主への配当金になります。5行目2,505万2,670円は当期純利益で、11ページの損益計算書、一番下に記載した当期純利益を計上しております。

以上、合計いたしますと、一番下に記載をした額が9,999万2,923円となり、一番下の行を横に足していきまして、右端の純資産合計が3億3,299万2,923円となりまして、10ページ貸借対照表右下に記載の純資産合計の数字と合致するものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。個別注記表です。

こちらは会社の会計指針について、15ページにかけて記載をしております。詳しくは記載のとおりでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

こちらは監査結果で記載のとおりでございます。

以上をもちまして、地方自治法第243条の3第2項で定める経営状況の報告を終わらせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

暫時休憩します。10時35分より再開します。

午前10時22分休憩

.....  
午前10時35分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

ただいま日程第10、報告第9号うきはの里株式会社の経営状況について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） うきは市が77%の出資をしているということもありますので、そこに参画している方々との関係も含めて確認したいと思いますので、幾つか質問させていただきます。

まず、1点目は全体で販売管理費が増えております。販売管理費が増加した原因は何かというのをちょっと確認したいと思います。

それから、営業外収益が増加しているというところについては、どういった理由があるのかを確認をしたいと思います。

それから3点目に、この間の資材高騰とかガソリンの高騰があるかと思えます。そういう意味では、実際に商品の単価がどういうふうに影響しているのか、その辺のところを確認したいと思います。

それから4点目、その意味では生産者である出荷組合との関係で出されておりますけれども、総会資料等がありましたら、その資料をいただけないかどうか、確認をしたいと思います。

それから5点目ですけども、インボイスが、システムを導入するというふうにここは書かれております。3回ほど説明会を行ったということでもありますけれども、現在の出荷者の登録状況、あるいはどういった運用をするのかといったところを、まずは確認をしたいと思いますのでお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） まず1点目の販管費、12ページの販売費及び一般管理費の御質問でございます。先ほど御説明申し上げましたとおり、ここの部分につきましては、人件費がまず増えております。これは従業員数の増加によるものです。それから経費のところ、減価償却費が増えていること、これは先ほど申し上げましたとおり、売場にセミセルフレジや防犯カメラ、冷蔵ショーケースを設置したということでございます。また、水道光熱費が増えていること、これは電気代の高騰が要因でございます。それから、支払い手数料が増えていること、こちらにつきましては、キャッシュレス決済が増加しております、クレジットカード、スマホ決済などの手数料が増えているということでございます。それから、警備委託料が増えています。こちら警備員を新たに増やしております、その分で増額をしております。それから、保守点検料が増えています、こちらはセミセルフレジの保守費用が増したということでございます。こういったもろもろの要因で、販売費及び一般管理費が増えているものかということでございます。



それから、営業外収益が増加した理由でございます。営業外収益につきましては、雑収入のところでございます。11ページになるかと思えます。11ページ、中ほどに雑収入が記載しておりますけれども、こちらが市から昨年度、燃料高騰、物価高騰対策支援金として支援をいたしたものがございます。それから、冷凍庫の破損事故保険金やEV車の充電収入、出店料等が主な増加の理由となっております。

それから、資材高騰で商品単価がどう影響しているかということでございます。こちら、直売所は唯一出荷者が自ら自由に価格設定ができるということがメリットでございます。今、価格帯は50円ずつ金額を設定していいというふうになっておりますので、基本的には商品単価は上がってきているものと認識をしておりますが、詳しい影響については、ちょっと分析が必要かなというふうに思っております。

それから、出荷組合の総会の資料でございます。ちょっとそれは出荷組合のほうと確認して、入手できればお渡しすることができるかなというふうに思っておるところでございます。

最後にインボイスの登録状況でございます。こちらについては、記載のとおりインボイスに関する説明会を出荷者に対して昨年度から実施をしております。それで、基本的には1,000万円以上の事業者とか、そういったもろもろの要件があるかと思ひまして、今、把握しているのは、8事業者が登録をしているというふうに今、確認をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ありがとうございます。

今の内容で、なかなか出荷価格のところはどういうふうに反映されているかというのが、もうちょっと調査が必要ということですが、どうしても価格に関する出荷者の計算というか、原価計算をどうするかという問題もあって、なかなか生鮮食品関係のところって、一般の加工食品と違って上がっていないというのが実態だろうと思うんですね。そういう点では、農家の収入がどうなっているのかということころは、この道の駅をつくるに当たって、その地域の生産者の基幹、収入の基本的な部分も含めて、引き上がっていくということが前提になってつくられた施設でありますので、十分に留意して、その分析をしていただきたいということでもあります。

それから、インボイスについては8事業者ということですが、出荷、JAなんかのインボイスの登録については、JAサイドが独自につくって、システムをつくって一々申告しなくても大丈夫だというふうな仕組みをつくられているというふうに聞いております。そういう点では、道の駅自体も含めて、そこに集まっている出荷組合のところへの対応についても、これから、来年からスタートするわけ、現実的にはスタートするわけですので、十分に理解いただくようお願いをしたいなというふうに思っています。これは、そういう意味では、2点は要望の範囲内です。

それから追加の質問ですけれども、15ページに注記表ということで出されております。配当が今年も200万円ということになっておりますけれども、これはお尋ねですけれども、道の駅そのものの配当については、②の基準でしているということで理解しておいてよろしいですかね。確認であります。

それで、これに関して言えば、この間、うきは市から令和4年度で言えば、先ほども雑収入のところに計上されてるということで、物価高騰に、エネルギー高騰に関する支援金ということで歳入が増えてるということでもありますけれども、そもそもは道の駅独自にこの辺のところは、契約自体がうきは市が全体で24施設だったと思うんですけども、一括して契約してるという関係もあるので、なかなかうまくいかないのかもしれませんが、その辺のところの交渉権というそのものは、独立的に道の駅自体が支払っていくような構図にはならないのかどうかというのを確認したいなと思います。これは、ほかの施設整備なんかだと国からの補助金等も含めてあるかと思うので、十分にその辺は回らないのかもしれませんが、これからもまた10月から電気料金が上がるというような——対象になるかどうか分かりせんけれども、そういった話もありますので、独立的に採算が取れるような方向にはならないのかどうかというのを確認したいと思っています。

それから、さっきの雑収入の中での、昨年度は寄附金が確か防災道の駅ということで247万円ぐらいあったと思う。これもそこに計上されてるかどうかというのを確認だけさせていただきます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） その前に岩淵議員、インボイス制度は来年からというふうにおっしゃいましたけれども、今年の10月から。その訂正。手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 1点目の200万円の配当の件でございます。

基本的には、この15ページのところまでで会社の規定として掲げておりますので、御指摘のところ配当をしておるといふふうに理解をしておるところでございます。

それから、3点目の件でございます。

基本的にはうきは市からの特別な支援というのは、この雑収入の中に入れておるところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 重松副市長。

○副市長（重松 邦英君） 2点目の電気代の単独契約みたいなお話については、私のほうからお答えしたいと思います。

答えから申し上げますと、そういった単独というのものもあり得ると思います。これまでは、24施設をまとめて一括入札したほうが、パイの原理とか、あと事務手続の面からまとめてやってたん

ですけれども、確かに今、入札ということ自体が高騰で成り立たなくなっております。ですので、今後ばらして、例えば、うきはの里株式会社様が単独でどこか探すということも選択肢の1つではあると思います。ただ、そこまで道の駅のほうで事務手続の面で手が回るかどうかとか、そういったところも併せて考えていく必要はあるかとは思いますが、可能性としてはあると思います。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。3回目。

○議員（8番 岩淵 和明君） 最後に1点だけ、これは教えていただきたいところです。

10ページですけれども、貸借対照表の中の資産の部と負債の部という左と右の関係がありまして、流動資産と流動負債の関係について、ちょっと分からないので教えていただきたいなと思っています。普通、流動資産と流動負債というのは、1年間に短期で支払う関係の数値を表している、その明細がここに表れているというふうにする。通常で言えば、流動資産のほうが大きいのが安定的な経営というか、そういうふうに見るのが普通なのかなと思ってるんですけれども、流動負債のほうの額のほうが、そういう意味では流動資産のほうの数値的には大きいんで、安定的な経営がされてるといふふうに見てとれるわけですけれども、流動負債のところの中の買掛金とかというものの支払いに関するサイト、要するに出荷組合か何かの、それぞれに買掛金で残っている分があると思います。このサイトは幾つに、何日になっているのか、ちょっと確認をしたいと思います。サイト、支払いをするのに期間何日を、例えば仕入れて翌月払うとか、仕入れた翌々月に支払うとか、そういう関係についてちょっと確認をしたいと思います。教えてください。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 御質問があった買掛金については、議員御指摘のとおり、商品の仕入れに対してこの3月31日現在で、まだ現金として頂いていない未払いのものということで、おっしゃるとおりでございます。そこについて、何日にお金が入るかというのにつきましては、また確認をして御回答させていただきます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 今の岩淵議員の質問の部分について、1点だけちょっと分からなかったのでお尋ねをするんですが、先ほどうきはブランド推進課長の答弁の中でありました、この資料の14ページ、15ページの個別注記表についてで、配当金の総額の200万円については、こういうふうな会社の中で決まってるのだというような御説明だったように聞き取れたんですが、ここの個別注記表は、あくまでもこの9ページ以降の決算報告書の個別注記表であって、大体は民間企業ですので、この配当とかというのは、ここの15ページにも記載があるように、決議は定時株主総会で決められるものであって、なおかつそこまでの議案を整理する中で、事前

の取締役会等で審議をされるものだというふうに認識をしております。

ですので、先ほど岩淵議員が質問されたような、この配当金の総額というのも、そういったところで審議をされるものだというふうに思っているのですが、まず1点、その点についていかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 議員おっしゃるとおり、4ページに記載をしておりますけれども、取締役会を開いてきております。この中で10月の取締役会、あるいは3月28日の取締役会、こちらで出資配当の議題を出しまして、取締役でこういった200万円ということでお話を決めていただいたというところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 今の答弁で理解ができました。

その中で1点、これは本市も取締役会の中に取締役が入っておりますし、株主、先ほど申し上げたように77%の出資をする株主の1人でありますので、要望として申し上げたいんですが、先ほど御説明いただいた2ページの実績の推移の中でもありますように、着実に総売上げ等を含めて、また通常の民間企業であれば、株主配当を考える際に見られる当期利益等ですね、そういったものも確実に上がっている。特にこの直近では、前々年度から前年度にかけてはしっかりと上がっているというところを含めれば、この株主配当、出資配当についても、この総額の部分が例年200万円で固定されたような金額ではなくて、きちんと純利益や総売上げ等に基づいた、ほかの民間企業と同じような形で配当がなされるべきではないか。先ほど岩淵議員がおっしゃられたように、本市からも様々な形で、施設を本市がというところも含めてで出資をしている部分がありますので、こういった配当についてもきちんと民間企業に準じたような形で配当されるべきというようなことを、今後の取締役会等でもしっかりと御発言をいただきながら、きちんとした配当を受けるように要望したいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 御指摘のとおり200万円の配当、ここ数年続いてきておりますけれども、以前は200万円でないときもございました。しっかりと今の御指摘を踏まえて、取締役の中でまたそういったお話ができるように、また報告をしてお伝えしていきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 3点確認させてください。

1点目は、4ページの役員会の実施状況ですが、最初の、6月29日に取締役会を開いて、その多分午後なんだろうと思いますけど、株主総会ということですが、そういう設定で大丈夫だっ

たのかなと思いながら、次の6月29日を見ますと、臨時取締役会を開いて、内容は取締役と監査役の報酬についてということで、この辺の計画性は大丈夫であったのか。それから、この会議録は作成されてるという理解でいいのかというのが1点です。

2点目は、5ページのほうに社員から学生アルバイトまでずっとあっておりますが、これは時間当たりの単価というのは同じなのか。あるいは長期と短期によって違うとか、そういうのがあれば金額も含めて教えていただきたいということ。

3点目は7ページ、9番、職員研修の充実、スキルアップ及び職員が楽しくやりがいを感じる職場作りの下から2行目に、「従業員が「楽しくやりがいを感じる職場作り」を目指すため、個別にヒアリングを実施し、気持ちよく前向きに仕事ができるような職場環境整備を行って来ました」とありますが、一般的に言えば、衛生委員会を設置して、いろんな問題を話し合うべきではないかと思いますが、これは、道の駅には衛生委員会というはあるのかなのか。ないとするならば、なぜ設置されてないのか、確認いたします。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 3点の御質問をいただきました。

まず、取締役会等の議事録でございます。こちら、うきはの里株式会社のほうで確認をして、議事録があるか確認をしていきたいと思っております。

それから、2点目の時間、パートの時給の件でございます。基本的には、こちらの長期と短期で年数がございまして、勤務年数等について、また変わってきておるかと思えます。すみません、こちらにつきましても確認をさせていただきます。また御報告いたします。

それから、3点目の衛生委員会につきましても、本当はあるべきかと思えますけれども、なかなか今の現状、そういった会議を開いているのもなかなか難しいところもございまして。こちらについても確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは4ページの取締役会、臨時を含めた分の出席者は、最後の16ページにある、全て6分の6出席であるという確認でいいですか。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） おっしゃるとおりです。事務局以外で、こちらの6名の方で御出席をいただいております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 1つお伺いさせていただきます。

売上げ等は、もう10億円を超して12億円になっております。まだまだ物価高騰で上がると私も思っております。ところで私が聞きたいのは、上がるのはいいけどキャパもありますから、

それと出荷者、私なかなか携わってないから分かりませんが、周りで聞いたら出荷者が減っているとか出荷量が減っていると聞いておりますので、そこのところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 出荷者の状況でございます。

令和4年度末で740名となっております。前年度末が、令和3年度末が749名ですので、全体としては9名の減少となっております。やはり生産者、高齢化を迎えておまして、道の駅としては、そういった生産者をいかに確保するかというのが課題の1つだというふうに認識をされているものと理解をしております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 何で質問させていただいたかと言うと、私の近所でも野菜作って出していた人がだんだん減っておりますので、多分減っているのかなと。売上げを上げていくのはいいんですけど、そこで従業員数もどんどん増やして行って、出荷者が減って、辞めていただくようなことになるのが一番心配しているものですから、その出荷者、出荷量に対しては、今後力を入れていただきたいと、これは要望でお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 長期的な経営の視点も含めて、従業員数のほうは確保されると思います。議員御指摘のとおり、しっかりとその出荷者組合と両輪となって頑張ってくださいように、またお伝えしていきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 6ページ、7ページでまとめて御質問させていただきたいと思っております。

まず、マリオットホテル開業に伴って、第4駐車場のほうが整備されました。役員会のほうでもホテル建設状況についての御報告等もあっていたようですけれども、私、実際の平日の朝、昼、そして土日の朝、昼、全て動線を確認してまいりました。第4駐車場の出入口のところ、非常にあれだけ鏡が、ミラーが設置してあることと、それと生産者の方、結構、御高齢の方々が、あちらの出入口のほうからかなりなスピードで突っ込んでこられてる状況をお見受けしました。スタッフの方にもお伺いしましたら、やはりあの動線は非常に危険だと感じているというお声をいただきました。こういった懸念事項は当初からあったのか、またそれに対してのお考えがおりになるのか、お伺いしたいと思います。

そして、3番ですね。新規顧客を増やすための広報力の強化という点で、こちらの取決めの中で書かれておりますのが、主にはやはり従来のタイプのイベント開催、新聞折り込みなどを中心

として御報告をいただいております。今現在のお客様に対して、比較的年齢層の高いお客様に対しては、こういった広報のお届けの仕方でも十分だろうとは思いますが、これからお客様にも新陳代謝をしていただかないといけません。年代層を若い方にも届けていただきたいと思うんですね。こういったところの広報については、SNS等でというふうに書かれております。リサーチですとか、この辺りについて、もう少し詳しくお尋ねしたいと思います。

それと、6番の外販部門の強化について、一昨年からオンラインショップのほうを利用され始めているということで、この辺りがどういった動きになっているのか、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。現状でお取り扱い商品が20商品ということだったので、私がオンラインショップのほうを見ましたところですね。これが、うきはの道の駅の規模感として、この20商品というのが適切だと思っておりますか。私は、できたら、やはり時期的に来られない方、特にこの長雨のときに来られなかったようなお客様にお届けするためにも、この辺りはより充実した対応を取っていただきたいなと思ったんですが、いかがでしょうか。

それと、先ほど、7番ですね。こちら熊懐議員の御質問と連動する部分になるんですが、生産者の方、出荷者の方も減っております。お若い方々の掘り起こしについて、どのように取り組まれていらっしゃるのか。それと山間部の今まで出荷しておられた方々で、免許返納ですとか、そういった諸事情で出荷したくても出荷できない方々、集荷業務等もあると思うんですけれど、この辺りの対策については、どのような形をお取りになるのでしょうか。お聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 5点ほど質問をいただいております。

まず、1点目の第4駐車場の危険性の件でございます。

こちらにつきましては、6月頃に工事を完了いたしましたけれども、昨年から検討を重ねてまいりました。そこについては、我々市とうきはの里株式会社と協議をしております。

まず1点目として、以前から危険性については、ウキハコ前の入り口で御指摘がございましたので、そこを封鎖をして、入り口を増やさないということで、今のところ第4駐車場の入り口につきましては、マリオットの東側からと、今の第1駐車場から入ることができるようになっております。基本的には繁忙期、一番危ないときですね、第1駐車場側から入れないという話もあったんですけれども、やはり第1駐車場も混雑しますので、うまく国道側のほうに出ていただくために開放しておるところでございます。ここについては、当日の状況を見ながら、道の駅のほうで封鎖するのか開けるのか、そういった調整をさせていただきながら、この危険性は当初から懸念をしておりましたけれども、この夏につきましては、何とかうまくいったのではないかと考えております。ただし、昨年度は事故も駐車場で起こっているということもございま

して、警備員も増やしております。今後もまた必要に応じて、そういった警備体制も強化していきたいなというふうに思っておるところでございます。

それから2点目の情報発信で、SNSでどういうふうに対応するのかということでございます。

おっしゃるとおり、その辺り、道の駅うきはの課題だというふうに思っております。うきは市のほうでも、駅のほうにはできたらJAにじの耳納の里とかは毎日LINEで発信をしたりしておられますので、そういったことができないかということをお願いを申し上げておりますけれども、今のところ、できる範囲でうきはの里株式会社としては毎日発信をお願いしているところです。ただ、それで十分というわけではありませんので、これからもしっかりお願いをして、そういった新しい若い層へ展開ができるように、また今後もお願いしていきたいというふうに思っております。

それから3点目の外販で、オンラインショップ、ECサイトの件でございます。おっしゃるとおり、ここについては今日現在、商品は20商品しか展開はできておりません。道の駅むなかたになりますと、500以上の商品が展開をされています。ここにつきましても課題だというふうに思っておりまして、常日頃、市側からは、道の駅のほうに対して何とかこ入れができるようお願いなり支援なりをしていくことで、以前から協議をしておるところでございます。なかなか商品が増えない理由としましては、やはり生もの、生鮮食品が中心の道の駅の商品でございますので、まずは店頭のお客様に品不足が生じないようにして、そちらに商品をまずは持ってっておりますが、なかなかそこが、昼過ぎになりますと物が不足しておりまして、諦めて帰られるお客様もおりまして、なかなかオンラインショップのほうまで物を確保できないという状況がございます。これにつきましては、やはり加工品等を増やしていくことも、1つECショップで物を増やしていく対策の1つかと思っておりますので、今、加工品の数を増やすことにつきましても、うきはの里株式会社のほうにお願いなり、お話をさせていただいております。引き続き、その辺につきましても、しっかりとした体制ができるように、これからも市も協議をして支援をしていきたいというふうに思っております。

それから、生産者で若い方をどう取り込んでいくのかということでございます。

実は、先ほど出荷者減っていると申し上げましたけれども、詳しく分析をしますと、野菜部会のほうが減っております。一方で、スイーツとかを作る加工品業者については出荷者が増えているという状況がございます。ここにつきましては、やはり野菜、要は農家の方を増やすことが重要ではないかと思っておりますので、また関係各課と協議しながら確保していくようにしていきたいなというふうに思っておるところです。

それから最後、山間部の件でございます。実は山間部の免許返納者に対しましては、今年度から庭先集荷事業というものを始めまして、道の駅に職員を1名確保しまして、毎週土曜日、山間



部の自宅なり畑なり自治協議会なりに集荷に行くということで事業を始めております。まだ今のところ8名なり9名程度でございますけれども、ぜひ出荷をしたいという方がおられれば、今後、市内にこの事業を広げていきたいと思っております。今のところは山間部だけですけれども、免許返納者の方で出したいという方がおられれば、そういった形で集荷に行きまして、ぜひ出荷者を増やしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 4番、樋口でございます。

5ページのほうに従業員調書がございますけれども、経営状況は非常によくなってきたということで、非常勤の皆さんの雇用状況がこのように掲示されているわけでありましてけれども、この中で社会保険を適用されている社員の皆さんたちは、どの社員の表示をされている部分が社会保険を適用されているのかと。いわゆる法律に基づいた社会保険の適用がきちんとなされているのかどうか、その点をちょっとお尋ねいたします。

それから、2ページのほうにちょっと事業の概要の中で長い状況報告されているところに、下から5行目に、言葉のあやなんでしょうけど、「筑紫平野の素晴らしい景観が」というふうにあります。筑紫平野というのは、この辺の平野のことは指しているのかどうか、ちょっと私も疑問に思いまして、筑後平野ではないかなと思ったんですけど、確認していただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 2点の御質問でございます。

まず、5ページの従業員調書の部分でございます。

こちらは上から社員とかパートとかあります。アルバイト以外のところが基本的に社会保険の対象ということでございます。

それから、2点目の筑紫平野のことでございます。

こちら、この辺りうきは市周辺は筑後平野と呼びます。そして、佐賀平野がまた佐賀地方に広がっております。両方を合わせて筑紫平野と呼ばれておりますので、問題ないと思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第9号の報告を終わらせていただきます。

---

## 日程第11. 報告第10号

○議長（江藤 芳光君） 日程第11、報告第10号専決処分の報告について（和解及び損害賠償

額の決定について)を議題といたします。

説明を求めます。吉松総務課長。

○総務課長(吉松 浩君) 総務課、吉松でございます。よろしくお願いいたします。

議案書の5ページを御覧ください。

報告第10号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により、令和5年7月28日付で別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和5年9月1日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、6ページを御覧ください。

専決第12号専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。令和5年7月28日。うきは市長高木典雄。

さらに続きまして、7ページを御覧ください。

和解及び損害賠償額の決定についてでございます。

事故の発生日時は、令和5年6月13日火曜日、午前9時。

事故の発生場所は、太宰府市石坂1丁目22番11号。

事故の概要につきましては、総務課の会計年度任用職員が、公務のため福岡空港に出張した際、市役所へ戻る途中の太宰府市内の店舗駐車場において、バックする際に後方確認が不十分であったため、公用車運転席側ドアとドアミラーが敷地内のブロック塀に接触し、破損させたものでございます。

相手方は、記載のとおりでございます。

次に、和解の内容及び損害賠償額につきましては、次のとおりです。

うきは市側の損害額が車両修繕料として①30万8,829円、相手方の損害額が修繕料として②18万1,060円でございます。

損害の内容としましては、うきは市が運転席側ドア及びドアミラーの破損、相手側がブロック塀の破損でございます。

責任の割合につきましては、うきは市の100%となっております。

損害賠償額につきましては、うきは市が⑤18万1,060円、相手側が⑥ゼロ円です。

決済方法等につきましては、うきは市が相手方に対し⑤18万1,060円を支払う。また今後、本件に関して双方とも一切の異議申立て及び請求を行わない。

以上の内容で和解をいたしております。和解の成立が令和5年7月28日となりましたので、同日付で専決処分を行わせていただいたものでございます。

今回、当課の職員がこのような事故を起こしてしまったことにつきまして、相手方また関係者の皆様方に大変御迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。今後、当課が職員教育を担当している部署であることを肝に銘じまして、事故の再発防止に対し、より一層の職員の安全運転の意識向上と基本的な運転技術の向上に努めてまいりたい所存でございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第10号の報告を終わらせていただきます。

---

### 日程第12. 報告第11号

○議長（江藤 芳光君） 日程第12、報告第11号専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

説明を求めます。石井建設課長。

○建設課長（石井 太君） 建設課、石井でございます。よろしく願いいたします。

8ページをお願いいたします。

報告第11号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により、令和5年8月18日付で別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和5年9月1日提出。うきは市長高木典雄。

9ページをお願いいたします。

専決第13号専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。令和5年8月18日。うきは市長高木典雄。

続けて、10ページをお願いいたします。和解及び損害賠償額の決定について。

1、事故発生日時、令和5年3月31日金曜日16時。

事故発生場所、うきは市吉井町富永423番地1。吉井百年公園内でございます。

3、事故の概要、市が管理する公園のベンチの座板と架台の接合が甘くなっていたため、利用者が足を乗せた拍子に座板が外れ、あごに当たり、けがをされたものでございます。

相手方は記載のとおりです。

5番、和解の内容及び損害賠償額でございます。

損害額は、相手方が5,160円、治療費及び文書料等でございます。3回の外科通院治療を実施されております。

損害の内容につきましては、切り傷及び擦過傷を負われております。

責任の割合は、うきは市が100%。

損害賠償額は、うきは市が5,160円。

決済方法等は、うきは市が相手方に対し5,160円を支払う。今後、本件に関して双方とも一切の異議申立て及び請求を行わないことで、和解が成立いたしております。同日付で専決処分をさせていただいたものです。

けがをされた方には大変申し訳なく、心からお見舞いとおわびを申し上げます。なお、これからまたうきは市へぜひお越しいただければ幸いに思っております。なお、本件の事故発生箇所については、建設課職員で速やかに使用の制限を行っております。8月24日の議会全員協議会で御報告いたしましたように、公園の点検等については、毎年度職員による点検等は行っておりましてでございます。今後、このような事故が起こらないよう、適切な維持管理に努めてまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第11号の報告を終わります。

---

### 日程第13. 議案第34号

○議長（江藤 芳光君） 日程第13、議案第34号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度うきは市一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

まず、議案書及び予算書についての説明を求めます。市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 議案書の11ページをお願いいたします。

議案第34号専決処分の承認を求めることについて。

令和5年度うきは市一般会計補正予算（第4号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めます。令和5年9月1日提出。うきは市長高木典雄。

12ページをお願いいたします。

専決第10号専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

令和5年度うきは市一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり定めること。令和5年7月12日。うきは市長高木典雄。

続きまして、補正予算書のほうを御覧いただきたいと思います。左上に令和5年7月12日専決第10号と書かれたものです。1ページをお願いいたします。

専決第10号令和5年度うきは市一般会計補正予算（第4号）。

令和5年度うきは市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億7,910万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176億2,602万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年7月12日。うきは市長高木典雄。

この補正予算につきましては、7月20日の市民生活基盤対策特別委員会並びに8月4日の全員協議会で御説明を申し上げましたように、7月7日から降り続きました大雨被害に対する応急的な復旧工事費等を計上したものでございます。市長の提案理由にもありましたが、7月10日の記録的な大雨は、うきは市にも甚大な被害をもたらしました。迅速な復旧工事や、被災された市民の皆様への一刻も早い対応が必要となったことから、7月12日に地方自治法第179条の規定に基づく専決処分を行ったものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点だけ確認させてください。

8月4日の全員協議会で内容等の資料を頂いたんですけど、予備費のほうで充用するという資料がついてたと思うんですけど、過去こういった資料を頂いているのかですね。年間を通して予備費を充用するとか、1億円という大きな額だったからこういったのに充てるというようなことで資料を出されているのか。何か決まりがあるんだったら、教えていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 特に決まりというものはないというふうに認識をしております。

ただ今回、7月10日に大雨が降りまして、7月12日には専決処分をさせていただいております。この時点で、公共土木に関するものであったり農林土木に関するものは、それぞれ予算項目の中に一定の予算を確保した上で、すぐに地域の土木事業者等に発注ができる体制を取ったところなんです。それ以外の予算というのは、なかなか7月12日の時点ではつかめておりません。ただ、災害廃棄物の処理委託の関係もすぐに対応が必要でしたし、そこには1億円程度の費用は必要になる。ただ、予備費はそれだけの額を持っておりませんので、一旦予備費に1億円を加えさ

せていただいた上で、改めてその内容については精査をしていったという次第です。8月4日に全員協議会で出させていただいた資料は、その後に整理をさせていただいたものということで御理解いただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 早急な対応だから仕方ないことだろうと思っております。

私が言いたいのは、9月というと決算の議会になっております。年間を通して、これは、今回たまたま1億円という予備費、増額だったんですけど、予備費充用あるいは流用関係というのは相当な額になると思うんです。これというのは議会のほうでは別段分らない、そういったのが、もしよければ、こういった形で今後継続して資料として提出いただければありがたい。あるいは、予算規模を決めて、100万円以上を流用するとか充用するということにあっては、その実施後であっても報告をするとか、そういった決まりをしていただかんと、なかなか決算のときに、当初予算どおりに事業がやっているかどうかがよく分からない。見過ごされるものが生じてくる。そういったのをなくすためにも、今後、御検討いただきたいと思いますと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 御指摘のように、できるだけ的確に議員の皆様には予算をお示ししていくことが必要だと思います。そういうことから、後で出てまいります7月21日の予算については、それぞれの項目に予算立てをさせていただいたというところでございます。今回、やむを得ない措置だったということで、改めてこういった資料を作って御説明をしたところですが、適切な説明を心がけてまいりたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、歳出については、項ごとに担当課長より重点事項を説明していただき、質疑に入りたいと思います。最初に、11款1項農林水産業施設災害復旧費の説明を求めます。高山農林振興課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 農林振興課、高山でございます。よろしくお願いたします。

補正予算書10ページをお開きください。

最初に11款1項1目農地災害復旧費1億3,440万円の増額でございます。内訳としまして、12節委託料3,000万円、こちらにつきましては、災害箇所の新設計委託料となります。下段になりまして、14節工事請負費1億440万円、こちらにつきましては、農地の災害復旧工事費となります。

続きまして、2目農業用施設災害復旧費1億5,830万円の増額でございます。内訳としま

して、12節委託料3,750万円。こちらの委託料につきましても、災害箇所の査定設計委託料となります。14節工事請負費1億2,080万円。こちらにつきましても、農業用水路、農道等の災害復旧工事費として1億1,580万円、地域維持型建設共同企業体工事費として500万円となります。

続きまして、3目林業用施設災害復旧費1,540万円の増額でございます。14節工事請負費1,540万円、こちらにつきましても、林道の災害復旧工事費として200万円。こちらも地域維持型建設共同企業体工事費として1,340万円となります。これらにつきましても、7月の豪雨災害の災害復旧となりますが、早急に復旧に取りかかるため、被災箇所144件分の災害復旧費として専決補正させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 3番、高松です。

もしかして以前説明聞いたかもしれないんですが、もう一度教えてください。地域維持型建設共同企業体工事費というのは、もう少し御説明をお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 高山課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） こちらにつきましても、当初予算でも組ませていただいておりますけれども、地域に業者ですね、土木業者、こちらの方たちの協力をいただきまして、地域ごとに業者を振り分けさせていただいて、災害時に、例えば農道であったり公道であったり、そういったところの道路が土砂で塞がれているとか、そういったところを早急に撤去とか、復旧を急いでしていただくために当初で契約させていただいて、災害時にはそういった企業体の方に連絡をして、早急に復旧させていただくところで予算を組ませていただいているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 先般の豪雨災害のときに、地域によって地元の業者がさっと動いに来て早く片づいたところと、非常に遅れたところとがありましたので、かなり遅れたところというのは、地元の業者が廃業してらしたりというところがあったので、その業者がまだやっておられたら早かったんだと思うんですね。そんなところがありましたので、業者、割当てするのがいいのかどうか、その辺分かりませんが、できるだけ遅れることのないようにお願いしたいと思います。要望です。

○議長（江藤 芳光君） 高山課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） そういった地域ごとには企業体は振り分けさせていただいておりますけれども、早急に復旧できるように、こちらのほうも対応はしていきたいと思っておりますし、

今後も考えていきたいと思えます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 今回の災害で、1週間ぐらい後に見て回ったときに、ちょっと業者名が記録してなかったんですが、市内の業者だったろうと思うんですけど、事業者の看板といえますか、それにこれと同じような県の受託みたいな感じの表記があったんですが、そうした場合には、県ですから、県営河川とか県道、あるいは県営のいろんな農業試験場等々のことだろうと思うんですが、市と県との連携というのはどのように図ってあるのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 石井建設課長。

○建設課長（石井 太君） 建設課、石井でございます。

J V——地域維持型建設共同企業体はどちらかという建設課のほうの所管になりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

市内に約30ほどの事業者がございます。これを6班に分けさせていただいております。妹川地区が5事業者とか、そういうふうに年度初めに既に分けさせていただいております。大きな雨が予想される場合には、事前にまずこちらのほうから体制的な準備のお願いをさせていただいております。その上で災害が発生したものを事業者が、自分で現地に行かれる場合と、市の要請で行っていただく場合と、それは臨機応変に対応させていただいております。今般のように箇所が多いと、どうしてもやっぱり迅速にできる場合と、迅速にできにくい部分はあったのかなというふうに思っております。

また、福岡県におきましても、地域にそれぞれ事業体を配置しております。これもまたうきは市が配置をしておりますJ Vとは、事業者は重複しますが、担当部局は別になります。そういった方々がそれぞれ巡視をしておりますので、市に連絡来る分で、県の事業であれば、市のほうから県のほうにお願いするものもありますし、例えば県のものであっても、緊急性を要するものについては部分的に市がするものもございますし、そういったものは、その災害の状況に応じて対応させていただいているような状況でございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） よかったら、今の市の分と県の分の資料は頂けないでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○建設課長（石井 太君） すみません。資料の……。 （「業者の一覧表というか、割り当て表……」と呼ぶ者あり）すみません、うきは市でお願いをしておりますJ Vの一覧表については、後ほど、ちょっと事業者の責任者に確認をさせていただいた上でお示しさせていただきたいと思えます。



以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで11款1項の質疑を終わります。

次に、11款2項公共土木施設災害復旧費の説明を求めます。石井建設課長。

○建設課長（石井 太君） 11ページをお願いいたします。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費4億7,100万円の増額でございます。12節、災害査定設計委託料につきましては、道路4本で2,000万円、河川6本で3,000万円、合計の5,000万円を計上させていただいております。なおこの分については、7月14日にそれぞれ事業体のほうに現地への立入りをお願いしているものでございます。14節工事請負費の4億2,100万円につきましては、この時点で道路150か所、河川31か所分を専決で予算計上させていただいております。また、現時点の最終的な金額につきましては、9月補正の予算の中で詳細については御説明をさせていただきたいと思っております。なお現時点で、345か所の公共施設等の災害について、現在、対応を行っているような状況でございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで11款2項の質疑を終わります。

次に、予備費及び歳入についての説明を求めます。中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 12ページをお願いいたします。

13款1項1目予備費1億円の増額補正です。先ほど説明がありました農林業施設及び公共土木施設以外の災害復旧に迅速に対応する必要があったことから、予備費に1億円を積み増したものに なります。

次に、歳入でございます。9ページをお願いいたします。

19款1項1目財政調整基金繰入金、補正額8億7,910万円。歳出予算の全額を財政調整基金から繰り入れることとしております。今後、国の災害査定や県との地方債協議等を踏まえまして、12月議会に財源の組替えをさせていただく予定としております。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで予備費及び歳入の質疑を終わります。

お諮りします。議案第34号につきましては委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。したがって、議案第34号は承認することに決しました。

暫時休憩いたします。1時より再開します。

午前11時45分休憩

午後1時00分再開

○議長（江藤 芳光君） それでは、午後の部再開をさせていただきますが、その前に、午前中の専決で議案第34号、ちょっと御指摘もありまして、私のほうが早とちりで大事なものを抜かして忘れておりました。この専決処分の採決を飛ばしてしまいましたので、大変申し訳ございませんが、承認を先に言ってしまいまして採決が抜けておりましたので、いま一度お願いしたいと思います。

それでは、もう討論はございませんでしたので、採決をさせていただきます。本案を承認することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第34号は承認することに決しました。大変申し訳ございません。ありがとうございました。

それでは、次の議案に行く前に手島うきはブランド推進課長より発言の申出がっておりますので、よろしくお祈りします。手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 先ほど報告第9号うきはの里株式会社の経営状況につきまして、お答えいたしておりませんでした質問に回答させていただきます。

先ほど貸借対照表の流動負債のうち、買掛金の支払いの入金時期についての御質問がございました。こちら西見台出荷組合の組合員への支払いにつきましては、月2回締めの日がございます。1日から15日に売れた売上額の入金につきましては、同月25日に支払いをします。また16日から月末までに売れた売上額につきましては、翌月の10日の支払いということになりま

す。また、その他業者のほうでの取引につきましては、月末1回締めで翌月の25日支払いというようになっております。

続きまして、取締役会の議事録を作成しているかということですが、こちら、うきはの里株式会社のほうで作成をいたしております。

3つ目、アルバイトなどの賃金の時給についての御質問でございました。こちら福岡県の最低賃金900円以上で、経験年数に応じて支払いをしているということでございます。

4点目、衛生委員会の開催につきましては、現在、実施はしておりません。市としましては、今後働きかけをしていきたいというふうに思っております。

それから、最後になります。西見台出荷組合の総会資料につきましては、これは、お渡しは可能だということですので、御用意ができるかと思っております。

それから、最後になります。1点、訂正をさせていただきます。先ほど御質問で防災道の駅で寄附金を頂いたものが雑収入に入っているかということで、私、誤って雑収入に入っておりますというような発言をいたしましたけれども、昨年、防災道の駅で頂いた寄附につきましては、これは寄附元でございます一般社団法人のほうで、うきは市、市のほうに寄附をして、市で購入をした物を納入するということがありましたものですから、お金の入金とかはございませんで、物納をしておるところでございます。

以上、訂正させていただきます。

○議長（江藤 芳光君） それでは、進めてまいりたいと思っております。

---

#### 日程第14、議案第35号

○議長（江藤 芳光君） 日程第14、議案第35号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度うきは市一般会計補正予算（第5号））を議題とさせていただきます。

まず、議案書及び予算書について説明を求めます。市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 議案書13ページをお開き願います。

議案第35号専決処分の承認を求めることについて。

令和5年度うきは市一般会計補正予算（第5号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めます。令和5年9月1日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、14ページをお願いいたします。

専決第11号専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

令和5年度うきは市一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり定めること。令和5年7月21日。うきは市長高木典雄。

続きまして、令和5年度の補正予算書（第5号）をお願いいたします。

1ページをお開き願います。

専決第11号令和5年度うきは市一般会計補正予算（第5号）。

令和5年度うきは市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,504万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177億2,106万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年7月21日。うきは市長高木典雄。

今回の補正予算につきましても、7月7日から降り続いた大雨被害に対応するための補正予算となっております。先ほど御説明をいたしました7月12日付、専決第10号におきまして8億7,910万円の増額補正を実行させていただきましたが、被害の実態が明らかになるにつれ、予算額が不足することが判明いたしました。内容につきましては、この後説明をさせていただきますが、早急な対応が求められておりましたので、7月21日に専決処分を行わせていただいたものでございます。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 議案書及び予算書の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、歳出につきましては項ごとに担当課長より重点事項を説明いただき、質疑に入りたいと思います。最初に3款4項災害救助費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。まず、都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（石井 孝幸君） 都市計画準備課、石井です。

10ページになります。

3款4項1目災害救助費の12節委託料では、被災住宅応急修理委託料4,074万8,000円を計上しております。8月4日の全員協議会で説明したとおり予算計上しているものです。7月の水害で被災した住家のうち、準半壊以上に対し、災害救助法の規定により応急修理をするための支援となります。該当する住家の所有者に対し、その案内を通知しておりますので、現在、申請を受け付けております。予算額については、準半壊以上の軒数に対する支援額の上限額で算出しております。

説明は以上です。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

同じく10ページになります。

3款4項1目災害救助費4,564万8,000円のうち490万円の増額補正でございます。こちらは20節、災害援護資金貸付金を計上させていただいております。7月の豪雨にて災害救助法の適用が決定し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付けの対象となるため補正を行うものでございます。内訳としまして、家財の3分の1以上の損害の分としまして150万円の1軒分、住家の半壊の損害の場合としまして170万円の2軒分を計上させていただいております。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 確認ですが、12節委託料の被災住宅応急修理委託料というのは、市営の分だと思われませんが、何軒で現状、修理が終わってどのくらいの方が入居されているのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 石井都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（石井 孝幸君） こちらの委託料については、一般住宅で被災された方に対する修理の委託料になります。準半壊以上ですね、準半壊、半壊、中規模半壊の42軒ございませうけれども、その方々に対して支援をするものになります。現在、受付を受けておりました、14軒受けております。実際終わったのが4軒ほどで、これからどんどん増えていくものと考えております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで3款4項の質疑を終わらせていただきます。

次に、4款2項清掃費の説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。

11ページをお願いいたします。

4款2項2目塵芥処理費1,540万円の増額補正でございます。内訳といたしまして、12節委託料、災害廃棄物処理委託料でございます。発災直後に環境省の災害廃棄物発生量の計算式に基づきまして概算で算出いたしました約770トンの災害廃棄物量に、1トン当たりの処理単価2万円で計算いたしました1,540万円の処理費用でございます。7月12日から受入れを開始しました災害廃棄物を種類ごとに処理するものでございます。主に可燃ごみ、布団、衣類、畳等を北九州市、福岡市の処理施設に依頼して処理を行っております。全体で約20種類、

別に分けて処理を行っているところです。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 確認をお願いいたします。

7月10日に一番大きな災害が起きたのですが、そのときに出た防災メールでは、7月12日から中島畑のほうに搬入してください。そして、7月15日から藤波ダム公園、そして最終的には言われましたように、北九州と福岡のほうに搬出されたのは8月1日からという理解でよろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 受入れに関しましては、おっしゃるとおり7月12日から中島畑の、うきは市の危険物置場のほうで受入れをいたしております。こちらのほうで3日間受入れをいたしまして、7月15日から藤波ダム公園グラウンド内で受入れを開始しているところでございます。

実際、災害廃棄物のほうを処理施設のほうに搬出した日に関しましては、福岡市のほうが8月2日からお願いをしておりますし、北九州市においては8月7日から搬出を開始しております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございますか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点だけです。

今、質問されたところの藤波ダムを処理置場として、7月15日から31日までだったと思うんですけど、廃棄物を持っていくところで。一部、久留米のほうも受け入れるという話を伺っておりましたが、この処理費用というのは、久留米市のほうはお互いさまになるものなのか、一部収入という言い方をしているのかどうか分かりませんが、そういったのが入るのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 久留米市田主丸町の分を一部、藤波ダム公園の仮置場のほうで受入れを行ってございました。この部分の費用の案分につきましては、藤波ダム公園のグラウンドの仮置場の運営の経費が、これとは別でございます。そちらのほうでエリアを分けて受入れを行いましたので、そこら辺はきっちり仕分をしながら案分をしていきたいと思っております。この分の処理費用に関しましては、そのうきは市分のごみだけの処理料ということでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで4款2項の質疑を終わります。

次に、6款2項林業費の説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課の手島です。

補正予算書12ページ、6款2項2目林業振興費348万7,000円の増額補正でございます。14節工事請負費の森林セラピーロード改良工事は、調音の滝公園のセラピーロードが7月の大雨による巨瀬川の濁流で一部損壊したため、復旧させるものです。調音の滝の上流にあります魚返りの滝の直下にあります木製の橋を渡った右岸側の歩道で、水の勢いが強く20メートルほどセラピーロードがえぐられたために、石積み工事と路床埋め戻し及び舗装工事を行うものです。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで6款2項の質疑を終わります。

次に、11款1項農林水産業施設災害復旧費の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。よろしく申し上げます。

補正予算書13ページでございます。

11款1項4目農林水産業施設災害復旧費のうち災害復旧総務費でございます。1,212万2,000円の増額でございます。今般の災害に伴いまして、ほかの自治体等から派遣職員を受入れることとしておりますが、これに伴い、滞在先である借上げ予定の公舎の関連諸費用を計上させていただいております。予算としましては、この後の予算も含めまして農林振興課、建設課、それぞれに今年度末の令和6年3月31日までの予定で、2名ずつの受入れを要請しているところでございます。

詳細につきまして申し上げます。まず10節につきましては、需用費16万円でございます。借り上げる公舎の光熱水費でございます。11節役務費につきましては12万円、借り上げる際の仲介手数料及び保険料でございます。12節は委託料で4万円、住宅を退去する際の清掃業務委託料でございます。13節は使用料及び賃借料で97万4,000円、公舎借上料及び敷金でございます。17節は備品購入費22万円、公舎入居のための最低限の家財の購入分でございます。18節につきましては負担金、補助及び交付金で1,060万8,000円、災害派遣職員の人件費の負担金を計上しております。

説明については、以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 場所がないので、今、総務課が説明されたのでお尋ねいたします。といいますのが、14ページが公共土木で、15ページが文教施設になっておりますのでお尋ねします。

今回の災害について、消防団員の方が早朝からいろいろ活躍されて大変な支援をしていただいたと思っているんですが、その消防団員に対する手当とか消防車の燃料費、あるいは詰所の光熱費、その他の経費というのは、この災害復旧費の中には入っていないという理解でよろしいのでしょうか。それとも消防団員費の中で、まだ予算が足りるからという判断でよろしいのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 今回のこの予算につきましては、純粋に派遣を受け入れる職員の関係する予算でございます、消防団とは別でございます。その辺につきましては、またこの後、説明いたします。

○議長（江藤 芳光君） 江藤市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 消防団の災害に対する出動の手当についてですけれども、科目といたしましては9款1項2目非常備消防費の中に消防団の報酬がございます。その中に災害、風水害等の出動ということで予算を組んでおりますので、そちらのほうから支出をしたいと考えております。その他、消防団燃料費等も予算を組んでおりますので、そちらのほうで支出しております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで11款1項の質疑を終わります。

次に、11款2項公共土木施設災害復旧費の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 続きまして、補正予算書14ページを御覧ください。

11款2項2目公共土木施設災害復旧費のうち、災害復旧総務費でございます。こちらにつきましても11款1項4目と同様の予算計上をいたしております。10節需用費で16万円、それから11節役務費で12万円、12節委託料で4万円、13節使用料及び賃借料で9万7千400円、17節備品購入費で22万円、18節、負担金、補助及び交付金で1,060万8,000円でございます。

以上でございます。



○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで11款2項の質疑を終わります。

次に、11款3項文教施設災害復旧費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎 稔君） 生涯学習課の山崎でございます。

15ページをお願いいたします。

11款3項1目社会教育施設災害復旧費626万4,000円の増額補正でございます。文化財関係の4か所分になります。まず1か所目、千年バイパス横の塚堂古墳がのり面崩落したために、土砂の撤去や植生土のうで、埋め戻しの復旧に係る費用として、合計で265万9,000円。内訳として、7節報償費、作業員謝礼164万8,000円、10節、消耗品費、これ、土のう袋とかシート代とかになりますけれども59万1,000円。11節、仮設トイレのし尿汲取手数料1万円。13節、仮設トイレ借上料6万3,000円。用地借上料5万円。こちらは土砂の仮置場とか土のう袋の作成作業場として借り上げるものになります。それと、14節、災害復旧工事費29万7,000円になります。

2か所目の月岡古墳の、こちらものり面が崩落したための土砂撤去、土のうでの埋め戻し復旧のために合計76万9,000円。内訳として、7節報償費が66万円、10節、消耗品費が10万9,000円になります。

3か所目の屋形古墳群ガイダンス広場等が園路の崩壊、広場の路盤流出等がありましたので、14節、災害復旧工事費として220万円。

4か所目、町並み交流館商家の自動火災報知器及び水中ポンプの基盤が故障したために、その災害復旧費として63万6,000円になります。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 3番、高松です。被害があったときの対策ということで、これだけかかったということだと思いますけれども、文化財関係の防災対策のマニュアルですとか、それとか災害リスクについてのハザードマップ、文化財についてのハザードマップとかが作成されているかどうかということについて教えてください。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○生涯学習課長（山崎 稔君） 文化財全般については、特に作成はしておりません。ハザードマップにつきましても、市で全体で作っている消防のものだけという形になっております。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） その市のハザードマップの中には、文化財のどこにどんなものがあるというのは書き込まれてないと思いますので、そういうのはやっぱりお作りいただいたほうがいいかなと。そういうのが、災害が予想されるときに、どんなふうそれを予防するかとか、その辺についてもマニュアル化していただいたほうがいいかなと思います。よそでは随分作られ始めております。よろしくをお願いします。要望です。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○生涯学習課長（山崎 穰君） マニュアルまではないんですけども、市内全体に、どこに何があって、災害が起こった場合にはどことどこを見直しに行き、ここはこういう危険性があるので、ここを見たほうがいいのかというような形では今現在作っておるんですけども、文化財担当のほうも人の入れ替わりがございますので、そういうものはきちっと作っていかうと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで11款3項の質疑を終わらせていただきます。

次に、歳入についての説明を市長公室長、お願いします。

○市長公室長（中野昭一郎君） 9ページをお願いいたします。

19款1項1目財政調整基金繰入金、補正額9,504万3,000円です。歳出予算の全額を財政調整基金から繰り入れることとしております。7月12日付、専決補正予算と同様に12月議会に財源の組替えを計上させていただく予定としております。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

お諮りします。議案第35号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第35号は承認することに決しました。

---

### 日程第15. 議案第37号

○議長（江藤 芳光君） 日程第15、議案第37号令和5年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。石井市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。

補正予算書の35ページをお開きください。

議案第37号令和5年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,150万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億3,687万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年9月1日提出。うきは市長高木典雄。41ページをお開きください。歳入でございます。

3款1項2目出産育児一時金補助金12万円の増額補正でございます。令和5年度から出産育児一時金の支給総額が42万円から50万円に引き上げられたことに伴います出産育児一時金臨時補助金です。1件当たり5,000円の24件分でございます。

次に、42ページをお願いいたします。

6款2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金4,000万円の減額補正でございます。当初予算におきまして、歳入の保険税額でありますとか基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金等の減収の見込みに加えまして、歳出のほうの国保事業費納付金が増額されておりましたので、基金のほうからの繰入れを措置しておりましたけれども、令和4年度決算によりまして、繰越金が増え、1億3,138万9,000円と確定いたしましたので、減収見込み額に充てさせていただくこ

とで基金繰入金を減額するものでございます。

次に、7款1項1目繰越金1億3,138万9,000円の増額補正でございます。令和4年度決算に基づく繰越金を計上するものでございます。

次に、44ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款4項1目出産育児一時金、歳入で説明いたしました出産育児一時金臨時補助金12万円について、財源内訳を国庫支出金12万円増額し、一般財源を12万円減額とする財源の組替えでございます。

次のページをお願いいたします。

9款1項1目予備費9,150万9,000円の増額補正でございます。繰越金のうち、基金繰入金を減額した分及び出産育児一時金臨時補助金を加えた分を予備費に増額するものでございます。予備費につきましては、令和4年度の保険療養給付費等の実績に伴います過年度保険給付費等交付金、普通交付金等の返還金が見込まれております。返還金等が確定後の補正予算を予定しております。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第37号については委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第37号は可決することに決しました。

---

## 日程第16. 議案第38号

○議長（江藤 芳光君） 日程第16、議案第38号令和5年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課の石井です。

補正予算書、47ページをお開きください。

議案第38号令和5年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ205万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,962万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年9月1日提出。うきは市長高木典雄。続いて、53ページをお願いいたします。歳入でございます。

4款1項1目繰越金、補正額250万5,000円の増額補正です。令和4年度決算に基づく繰越金でございます。

次に、54ページをお願いいたします。歳出でございます。

4款1項1目予備費、補正額250万5,000円の増額補正です。歳入歳出予算の財源調整でございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第38号につきましては委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第38号は可決することに決しました。

---

**日程第17. 議案第39号**

○議長（江藤 芳光君） 日程第17、議案第39号令和5年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。自動車学校長。

○自動車学校長（松竹 信彦君） 自動車学校の松竹でございます。よろしくお願いいたします。  
補正予算書の55ページをお開きください。

議案第39号令和5年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ356万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入算出それぞれ1億5,207万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年9月1日提出。うきは市長高木典雄。それでは、御説明させていただきます。まずは歳入から御説明させていただきます。

61ページをお開きください。

4款1項1目1節の前年度繰越金でございます。356万9,000円の増額補正を計上しております。これは、令和4年度繰越額確定によるものでございます。

続きまして、62ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款2項1目24節積立金に356万9,000円の増額補正を計上いたしております。これは、先ほどの繰越金を基金に積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第39号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決し

ました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第39号は可決することに決しました。

---

### 日程第18、議案第40号

○議長（江藤 芳光君） 日程第18、議案第40号令和5年度うきは市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課の瀧内です。よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算書63ページをお開きください。

議案第40号令和5年度うきは市下水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和5年度うきは市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出の部、第2款下水道事業費用、補正予定額775万円の増、計13億5,752万8,000円。第1項営業費用、補正予定額775万円の増、計11億9,850万円。

第3条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

下水道事業経営戦略改定業務委託料、令和5年度から令和6年度まで、限度額198万円。令和5年9月1日提出。うきは市長高木典雄。

64ページをお開きください。補正予算実施計画です。内容につきましては、先日の全員協議会で説明させていただいたものとなります。

収益的収入及び支出の支出、初めに2款1項3目処理場費500万円の増です。修繕費の増となります。7月7日からの大雨による浮羽浄化センターへの流入水増加により、地下室のポンプなどが浸水しました。水ぬれの影響による機能停止を避けるため、作動状況を踏まえて修繕を行うものです。

続いて、5目総係費275万円の増です。委託料の増となります。本年度から来年度にかけて、下水道事業経営戦略の改定を行うための委託料として、本年度分を275万円、次年度分を債務

負担行為として198万円、合計473万円計上させていただいております。下水道事業の経営戦略は、令和2年度に策定し、5年ごとの改定を予定していましたが、社会資本整備総合交付金の交付要件として、経費回収率の向上に向けた記載などを令和6年11月までに盛り込むことが要件とされたため、前倒しにより改定を行うものです。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ちょっとお尋ねいたします。

今回の雨で修理を行うということで、浮羽浄化センターということでおっしゃってございましたけども、1つは吉井浄化センターには被害がなかったのかどうか確認ということと。

それから、そもそも大雨ということで、雨水の計算をどういうふうにしていたかという前提があるわけですが、この間、決算書等に出てくる有取水量というのは下水道の水量だけということになってはいますが、本来はこういった雨水も含めた形での計画が策定されなければならないのではないかというふうに思うんですけども、その辺はどうなっていたのかというのが1点です。

これについては、雨水であれば、国の交付金を使える可能性があるというふうに思うんですけども、その辺の財源の手だてについては、今回の修繕費についてどういうふうにお考えなのか、確認をしたいと思います。

それから、そもそもそういう意味では修繕計画書というのが多分あるのだと思うんですけども、現在のところ、どういうふうなものを作っておられるのか、あったら資料を提出いただきたいというふうに思います。

それから、2款1項5目の件ですけども、総務費のところ経営戦略見直しということで委託されるということですけど、委託が198万円ということですけども、委託先を確認したいということ。

取りあえず以上です。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 岩淵議員のほうから幾つか御質問をいただいております。

まず、大雨の関係なんですけれども、吉井浄化センターのほうも流入水というのは当然増えておまして、地下室のほうも水が増えたということで伺っております。ただ、重要機材と申すでしょうか、そこの浸水までなかったもので、今回のような浮羽のような修繕の対応というのが必要ないということでございます。

それから、2点なんですけれども、下水道にはそもそも合流式と分流式というのがございまして、



よく都会とかで雨が降って、マンホールから水がどンドン出てるような光景があるんですけども、雨水も、いわゆる生活の汚水も一緒になって流れている合流式と、浮羽のように、基本といいましょうか、雨水は流れない分流式というのがございます。ただし、例えばお庭の、何といいましょうか、足洗い場とかがおうちにあると思うんですけど、そういったところからどうしても、お水が、雨水が入ってきたりしますので、雨が降ってくるとやはり雨水も下水に入ってくるというところがございます。

それから、修繕とかの財源のお話なんですけれども、今回は機械の状況を踏まえて、修繕をどうするかというのは細かく検討させていただこうとはしておるんですけども、行わせていただく場合に、財源的には、いわゆる単費になります。今、下水道のストックマネジメントというのをさせていただいております。計画をして調査をした上で、機械の更新とかをする場合は社交金がつくわけでございます。後ほど資料のというお話もあつたんですけども、ストックマネジメントの計画はございますので、かなり分厚いものがございますので、ちょっと大事なところを抜粋して、また御提供させていただきたいと思っております。

それから、下水道の経営戦略の委託先ということでございます。これ、金額が大きくなりますので、今後、御議決いただいたならば、選定委員会という形で、そこで事業者様のほうをお決めする機会がありますので、この場でどこどこですということは差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 1点だけ追加して確認します。

今回500万円ですけども、地下室のポンプ、計器等ということですけども、吉井浄化センターのほうはそういうふうなところまでいかなかったということでしょうけれど、配置そのものも変更せないかんのか。例に例えたら申し訳ないんですけど、福島原発が地下に電源があつて、それを喪失するという事態があつたわけですけども、それと、水が流入しやすい条件に置かれているとすれば、それを抜本的に上に上げていくような、そんな対策は考えておられるのかどうか、それだけ確認させてください。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 少し、ごめんなさい、説明が不足していた部分があると思っております。

今回、浮羽のほう浸水がひどかったのが、流入水がたくさん来たときに一時的に流入水を入らないようにするゲートがございます。ゲートが故障してて、発注までやってたんですけども、まだ何といいましょうか、修理がされるいとまがなく、そのときにちょうど雨が降りましたもので、水が入りっ放しのような状態になりましたので、地下室のほう結構水がたまつたということでございます。

一方で吉井のほうは、基本的に浮羽もそうなんですけど、流入ゲートを遮断しますので、水が下水の処理場のほうには入らなくなってくるということでございます。

若干プラスになるんですけど、今回、大雨が降った後にトイレとかが流れにくくなったというようなお問合せとかをいただいたおうちがありました。やはりそういった流入ゲートを閉めますと、どうしても水が入りにくくなるので、ところによってはそういった現象もあったんだろうなということで、原課としましては、併せて把握なり、今後の対応として参考としているところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 今の説明のところ、はっきり分からないんですが、今回の修繕費というのは、機械を修繕するのか、止水板のほうを修繕するのか。資料でも不明確なもので確認させていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） すみません、説明が十分じゃなかったと思います。

流入盤のほうは、発注もさせていただいております、もう修繕も終わっております。ポンプとかの制御盤がつかっておりますもので、今は動いておりますが、止まったりすると大変なことになりますので、少し事業者のほうと御相談して、どういったやり方があるかをちょっと考えていきたいという状況でございます。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ありがとうございます。

あと1点聞きたかったのが、先ほど雨水も一般の家庭で入る可能性がある。こういった場合の下水料金が増加したときやらは何か免除規定とか、大雨のときは十分、浸水しているところなんかは十分入る可能性があると思うんですけど、そういったときに下水道メーターが極端に上がったときの対応というのは、どういった形になるんですか。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） まず基本的に、うきはの御家庭については、メーター制ではなくて人数のほうでお金を頂戴しておりますので、仮に雨水が入った場合も御家庭様からは料金はプラスにはならないということでございます。

それでお店とかにメーターがついているケースがございます。そのメーターというのは地下水の井戸ポンプのどれだけ使ったかとリンクしております。おっしゃいますように、足洗い場とかから入った水についてはお金は反映しないわけなんですけども、そこはそういう仕組みということですね、承知をしております。

○議長（江藤 芳光君） ほかございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 確認の意味でお尋ねいたします。

最後のページの今回の、63ページの下水道事業経営戦略改定業務委託料ということで、今回、委託されるわけですが、そのときの下水道の経営の基本的な計画とか、例えば基本的な数字、人口とかなどなどを含めたものがされて、この経営戦略はいつからいつまでの経営戦略になるのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 竹永議員からの御質問でございます。

今ですね、既に経営戦略のほうは令和3年度から令和12年度までで、10年間のものがございます。今回、国の補助金を今後いただいていく上で、少し細かく盛り込まなくちゃいけないものがありますので改定させていただきます。それで令和6年、来年度につくり上げる形ですので、令和7年度から10年間ということで期間のほうは予定をしております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第40号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第40号は可決することに決しました。

---

#### 日程第19. 議案第41号

○議長（江藤 芳光君） 日程第19、議案第41号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

説明を求めます。人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（石井 良忠君） 人権・同和対策室の石井です。

議案書の15ページをお開きください。

議案第41号人権擁護委員の推薦について。

うきは市人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。令和5年9月1日提出。うきは市長高木典雄。

令和5年12月31日をもって2名の委員が任期満了となりますので、別紙に記載しておりますとおり、2名の再任の者を推薦するものでございます。住所、氏名、生年月日、職業については記載のとおりでございます。任期につきましては、令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間となります。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 2人の人権擁護委員が大変活躍されていると思います。逆に言いますと、人権擁護委員をされて、初めてではありませんので、それなりの経験をされておりますが、このお二人から、あるいはどちらからでも結構ですけども、人権擁護委員をしていく上で市への要望、あるいは議会への要望、あるいは教育委員会への要望、そういう要望事項等はなかったのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○人権・同和対策室長（石井 良忠君） 人権擁護委員会のうきはのほうでの協議会という、うきは市内の擁護委員のお集まりの総会がございますので、そういったところにも私、出向きましていろいろお話をさせていただいておりますけれども、今のところ、特に要望等はございません。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第41号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第41号は適任とすることに決しました。

---

#### 日程第20. 請願の委員会付託

○議長（江藤 芳光君） 日程第20、請願の委員会付託を行います。

今まで受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、会議規則第86条の規定によって所管の委員会に付託をいたします。

---

○議長（江藤 芳光君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

連絡します。9月2日から9月3日までは休会とし、9月4日本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後2時01分散会

---